

—郵送による発行手続きについて—

※発行まで**1週間程度**（業務休業日は含まない）**かかりますので予めご了承ください。**

※**事前に必ず発行要領をお読みください。**発行要領は埼玉県建設業協会ホームページからダウンロードできます。（発行要領は、契約後1年未満と1年以上の2種類あります。）

発行の要件が満たされていない場合、証明書は発行できません。

記入方法等がわからない場合は、事前にご連絡ください。

—郵送発行の流れ—

1. 必要書類の提出

①建設業退職金共済事業加入・履行証明願（**原本2部**）

②共済証紙受払簿（**写し**）

③共済手帳受払簿（**写し**）

④「共済証紙現物交付書」又は、「共済証紙受領書」（**写し**）

※上記④の書類がない場合は、その代わりとなる書類（受渡しをした日付、日数及び会社名が確認できるもの）をご提出ください。

⑤事業年度終了報告書の中の「直前三年の各事業年度における工事施工金額」又は、「経営事項審査申請書の中の工事種別完成工事高」（**写し**）

⑥事業年度終了報告書に添付する財務諸表の中の「損益計算書」（**写し**）

⑦直前決算期間から現在までの掛金収納書（**写し**）

⑧発行要領（契約後1年以上）1. 加入・履行証明書の発行要件（1）「就労日数分の共済証紙の貼付」（手帳更新）の①に該当する場合は「**出勤簿**」（**写し**）と「**共済手帳**」及び「**更新申請書**」②に該当する場合は「**出勤簿**」（**写し**）なお、これ以外の場合でも必要に応じて後から、「**出勤簿**」（**写し**）の提出を求めることがあります。

⑨証明手数料：1通800円

※ゆうちょ銀行の定額小為替（無記名）または現金書留

⑩返信用封筒（宛名をご記入いただき切手を貼ったもの）

⑪入札参加資格審査申請用の加入・履行証明願については、申請する審査基準日をご確認いただき、その基準日の証明をすでに受けている場合（再発行）は、上記①、⑨、⑩と前回発行した証明書の（写し）をご提出ください。

証明を受けていない場合は、発行要領に基づき、①から⑩をご提出ください。

なお、申請をする審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入していない場合は、加入・履行証明書の発行はできません。

2. 提出書類の内容確認

お電話等で問い合わせすることがございます。

3. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行

加入・履行証明書のみ返送いたします。

そのほかにご送付いただいた書類は返送いたしません。

4. 書類の送付先

〒336-8515

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7

建退共埼玉県支部宛（電話048-861-5111）

（FAX048-861-5376）